

森町耐震改修促進計画

(令和3年度から令和7年度まで)

令和3年4月
(令和5年5月修正)
(令和6年5月修正)

森町

目 次

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	— 1
(1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況	2
(2) 耐震化の現状と目標設定	3
(3) 公共建築物の耐震化の目標設定	5
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	— 6
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	7
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	7
(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	9
(4) 地震時の総合的な安全対策	9
(5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定	10
(6) 耐震診断義務付け対象道路	10
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	— 11
(1) ハザードマップの作成・公表	12
(2) 相談体制の整備・情報の充実	12
(3) 広報活動及び周知・啓発活動	12
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	12
(5) 町内会等との連携	12
(6) ダイレクトメールや戸別訪問等の実施	13
(7) 建築関係団体との連携	13
(8) 建築物の地震に対する安全性（基準適合認定建築物）の表示制度の普及	13
4 特定建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方	— 14
(1) 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施	16
(2) 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施	16
(3) 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等、 建築基準法による勧告又は命令についての所管行政庁との連携	22
5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	— 23
(1) 町が定める耐震改修促進計画	23
(2) 本計画の計画期間	23
(3) その他（今後取り組むべき事項）	23
資料編	25～31

森町耐震改修促進計画

森町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

（1）想定される地震の規模、想定される被害の状況（静岡県第4次地震被害想定）

ア 地震の規模

（レベル1）マグニチュード8.0～8.7程度（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

（レベル2）マグニチュード9.0程度（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

イ 死者数、地震動等による建築物の全壊・焼失棟数

（レベル1）死者数 約40人、全壊・焼失棟 約2,300棟（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

（レベル2）死者数 約100人、全壊・焼失棟 約4,100棟（駿河トラフ・南海トラフ沿い）

（2）耐震化の現状と目標設定

ア 住宅 ……耐震化率の目標95%（令和7年度末）

イ 多数の者が利用する特定建築物*…耐震化率100%達成（平成26年度末）

・公共建築物と災害時の拠点となる建築物の耐震化率の目標…100%達成

・民間建築物の耐震化率の目標 ……100%達成

以上を達成するため、建築物の用途ごとの耐震化率の目標を次のとおりとする。

（単位：%）

建築物用途	耐震化率	計画策定時	現状 (H30年)	目標 (R7年度末)
住 宅	65.3 (H17年)	80.3 (H30年)	95	
多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号)	91.7 (H18年度末)	100 (H26年度末)	100	
	公共	86.1	100	100
	民間	100	100	100
災害時の 拠点とな る建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、 消防署、幼稚園、小・中学校、高 校、病院、診療所、老人ホーム、 老人福祉センター、体育館等	84.8 83.3 100	100 100 100	100 100 100
不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、 映画館、遊技場、美術館、博物館、 銀行等	100 0 100	100 0 100	100 100 100
特定多 数の者が利 用する建 築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄 宿舎、下宿、事務所、工場等	100 100 100	100 100 100	100 100 100

※1. 本計画において特定建築物とは、法第14条の規定に基づき一定の用途と規模が定められた特定既存耐震不適格建築物をいう。具体的には「表4-3 特定建築物の一覧表」(P19) を参照

※2. 住宅の耐震化率は、5年毎に行われる総務省の住宅・土地統計調査からの推計。詳細は（P3）を参照

※3. 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は、特定建築物の耐震化に係る実態調査（県調査）の結果

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定されたが、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

その後も、平成28年4月に熊本地震、平成30年6月に大阪府北部地震、同年9月には北海道胆振東部地震と、全国各地で大規模な地震が発生しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、1人でも多くの町民の生命を守るために、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用したプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化を推進していく。

（1）想定される地震の規模、想定される被害の状況

想定される地震の規模及び被害の状況は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、平成25年に策定した「静岡県第4次地震被害想定」の結果とする。

表1-1-1 想定される地震の規模

区分	内 容
レベル1 の地震	本町がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震 駿河トラフ・南海トラフ沿い
	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震（マグニチュード8.0～8.7程度）
レベル2 の地震	平成24年（2012年）の内閣府により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震 駿河トラフ・南海トラフ沿い
	南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0程度）

表1-1-2 想定される被害

①レベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）

建物 被害	全壊・焼失棟数：約2,300棟（うち地震動・液状化：約1,800棟） ※冬・夕方、地震予知なしの場合
人的 被害	死者数：約40人 ※冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

②レベル2の地震（南海トラフ巨大地震）

建物 被害	全壊・焼失棟数：約4,100棟（うち地震動・液状化：約3,400棟） ※陸側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合（国想定は基本ケース）
人的 被害	死者数：約100人 ※陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

「平成30年住宅・土地統計調査（総務省調査）」によると、本町の住宅の耐震化の状況は、表1-2のとおり、居住世帯のある住宅6,130戸のうち、耐震性がある住宅は4,925戸で、耐震化率は80.3%となり、計画策定時（平成17年）の耐震化率65.3%から15.0%向上した。住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防ぐとともに、町民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、引き続き促進する必要がある。本町では、「静岡県第4次地震被害想定」において想定された被害をできる限り軽減するため、平成25年に、建物被害をはじめ、火災、山・がけ崩れ等に対する主要な行動目標を定めた「森町地震対策アクションプログラム2013」を策定した。

また、令和3年度から「森町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2021」を策定し、住宅の耐震化を強力に推進していく。住宅の耐震化率は、5年後（令和7年度末）までに95%を目標とする。

※住宅・土地統計調査は、5年毎に実施しているが、平成30年調査から旧推計方法から新推計方法に変更され、昭和55年以前建設の住宅戸数に対する耐震適合率の変更及び耐震改修実績戸数の見直しがあった。この新推計方法で算出された本町の耐震化率は88.4%であったが、本町の耐震化率の推移・整合性及び耐震改修戸数の実績を踏まえて、旧推計方法から算出された耐震化率を採用した。

表1-2 住宅の耐震化の現状と目標（平成30年住宅・土地統計調査から推計） （単位：戸）

区分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前 の住宅② うち 耐震性有③	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (平成30年度末) ⑤/④	耐震化率 の目標 (令和7年度末)
木造	3,495	1,575 390	5,070	3,885	76.6%	—
非木造	923	137 104	1,060	1,040	98.1%	—
合計	4,418	1,712 494	6,130	4,925	80.3%	95%

「平成30年住宅・土地統計調査」によると、平成26年から平成30年の5年間に耐震改修を実施した住宅（持ち家）の戸数は、表1-3のとおり45戸である。

本町では、プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により木造住宅の耐震化を促進しており、木造住宅耐震化補強助成事業実績は、表1-4のとおり43戸実施している。

表1-3 住宅（持ち家）の耐震改修状況（平成30年住宅・土地統計調査）

	総数	うち耐震改修済(H26~H30)
昭和55年以前に建築された住宅 のうち耐震改修を実施した戸数	1,575戸	45戸

表1-4 プロジェクト「TOUKAI-O」事業の実績 （単位：戸）

事業名	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
わが家の専門家診断事業 (木造住宅の耐震診断)	554	31	34	12	23	7	661
木造住宅補強計画策定事業（補強計画）	58	2	9	12	12	16	109
木造住宅耐震補強助成事業（耐震改修）	48	3	5	11	12	12	91

イ 多数の者が利用する特定建築物

「特定建築物の耐震化に係る実態調査」の結果によると、表1-5のとおり、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の平成26年度末時点の耐震化率は100%となり、計画策定時（平成18年度末）の耐震化率91.7%から8.3%向上した。

特定建築物の耐震化の状況は、昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物17棟のうち、耐震診断実施済みのものは17棟で、耐震診断実施率は100%である。また耐震診断の結果、耐震性有は3棟、耐震改修実施済みのものは14棟であり、平成26年度末で、耐震化率が100%になった。

表1-5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟）（令和3年3月末現在）

区分	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前 の建築物②	建築物数	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (平成26年度末) ⑤/④	耐震化率 の目標
			④ (①+②)			
多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号)	31	17	48	48	100%	達成済 (平成26年末度)
		17				

また、表1-6のとおり、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分して、区分ごと及び公共建築物と民間建築物ごとに耐震化率の目標を設定する。なお、平成26年度末で、公共建築物及び災害時の拠点となる建築物については100%、民間建築物についても100%を達成した。

表1-6 用途別の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟）（令和3年3月末現在）

多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号)	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前の 建築物 ②	建築物数	耐震性有 建築物数 ③ (①+②)	耐震化率 (平成27年度末) ④/③	耐震化率 の目標達成 (平成26年末度)
			④ (①+②)			
災害時の 拠点とな る建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消 防署、幼稚園、小・中学校、高校、病 院、診療所、老人ホーム、老人福祉 センター、体育馆等	10	11	21	21	100%
	公共	7	11	18	18	100%
	民間	3	0	3	3	100%
不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画 館、遊技場、美術館、博物館、銀行 等	1	0	1	1	100%
	公共	0	0	0	0	0.0%
	民間	1	0	1	1	100%
特定多 数の者が利 用する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、 下宿、事務所、工場等	20	6	26	26	100%
	公共	5	1	6	6	100%
	民間	15	5	20	20	100%
計		31	17	48	48	100%
	公共	12	12	24	24	100%
	民間	19	5	24	24	100%

*本計画において特定建築物とは、法第14条の規定に基づき一定の用途と規模が定められ
た特定既存耐震不適格建築物をいう。

(3) 公共建築物の耐震化の目標設定

公共建築物については、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしている。そこで、円滑な災害応急対策を実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、病院、避難所となる学校施設などの公共建築物の耐震化が非常に重要である。

本町では、学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と耐震化計画を策定することにより、積極的に耐震化の促進に取り組んでいる。

町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）については、耐震性能に係るリストを平成19年3月に公表した。

令和3年3月現在、町有建築物の耐震化率は96.9%（県が想定している東海地震に対する耐震化率）である（表1-8）。東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び耐震診断未済の建築物、計2棟については、施設の状況に応じて移転、解体、建替等を実施していく。

表1-8 町有建築物の耐震性能（令和3年3月現在）

建築物の用途 ^{※1}	東海地震に対する耐震性能 を表わすランク ^{※2}			未診断	計		
	I		II				
	Ia	Ib					
① 災害時の拠点となる建築物	5棟	21棟	0棟	0棟	1棟	27棟	
② 多数の者が利用する建築物	0棟	3棟	0棟	0棟	1棟	4棟	
③ 町営住宅	1棟	6棟	0棟	0棟	0棟	7棟	
④ その他の主要な建築物	13棟	13棟	0棟	0棟	0棟	26棟	
計	19棟	43棟	0棟	0棟	2棟	64棟	
構成割合	29.7%	67.2%	0.0%	0.0%	3.1%	100%	
東海地震に対する耐震化率 ^{※3}	96.9%						
(参考)建築基準法上の耐震化率 ^{※4}	96.9%						

※1, 2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたものであり、耐震性能を表わすランク（I～III）の内容については資料編P29を参照

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランク I

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクIとランクII

※5 森町所有建築物耐震性能リストは、資料編P28を参照

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町では、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いややすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じていく。

住宅については、人命を守ることを最も重視し、これまでの「耐震補強」に加え、巨大地震から命を守る手段として「建替え」や「耐震性のある住宅等への住み替え」、安全な空間の確保（耐震シェルターや防災ベッド）への誘導も含めて総合的に推進する。

建築物については、耐震化への取組が遅れている不特定多数の者が利用する民間建築物のうち、まずは耐震性が低いと判定された耐震診断義務付け対象建築物について耐震改修の実施を促していく。また、地震後の速やかな復旧・復興に向けて、倒壊により閉塞される恐れのある緊急輸送路沿道建築物の耐震化を推進するため、耐震診断を義務付ける対象道路を決定した。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- ア プロジェクト「TOUKA I-O」総合支援事業等
- イ 耐震改修促進税制等
- ウ 住宅ローンの優遇制度

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- ア 専門技術者の養成と相談体制の整備
- イ 専門家・技術者向け、町民向け講習会の開催

(4) 地震時の総合的な安全対策

- ア 建築物以外の事前の対策
(ブロック塀の安全対策等)
- イ 地震発生時の対応
(地震被災建築物応急危険度判定活動等の実施)

(5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

県では、緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第5条第3項第3号の規定に基づき、耐震化の努力義務を課す道路を表2-3のとおりとしている。

(6) 耐震診断義務付け対象道路

県や町では、防災上特に重要な道路について、沿道建築物が地震によって倒壊した際に、自衛隊や消防、警察などの広域応援部隊の緊急車両の通行を確保するとともに、法第5条第3項第2号の規定に基づき、沿道建築物の所有者に耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路を、表2-4のとおりとする。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

町では、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

また、住宅については、人命を守ることを最も重視するため、これまでの「住宅の耐震化」に加え、それ以外に巨大地震から命を守る方法（建替え、耐震性のある住宅等への住み替え、安全な空間の確保（耐震シェルター、防災ベッド））も含めて総合的に推進する。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について周知啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

ア プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表2-1のとおり、国・県・町とともに耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備に努めている。

表2-1 プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業の制度概要（令和6年4月現在）

区分	【事業名】概要		対象建築物	補助率		
				国	県	市町
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】専門家派遣及び無料耐震診断	昭和56年5月以前	1/2	3/8	1/8
	改修工事	【木造住宅の耐震改修事業】 （補強計画一体型） 耐震改修工事に対する 一般世帯への助成	昭和56年5月以前 耐震評点1.0未満を1.0 以上に（耐震評点が0.3 以上）、上げる工事	50万円 ※改修工事費 の8割 が上限	30万円	40万円
		高齢者等世帯等への補助助成	40万円	50万円		
	除却	【木造住宅除却事業】 除却に対する補助助成	昭和56年5月以前 耐震性のない木造住宅	11.5%	5.75%	5.75%
建築物	診断	【建築物の耐震診断事業】 耐震診断に対する補助助成	昭和56年5月以前の木 造住宅以外の建築物及 び非木造住宅	1/3	1/6	1/6
瓦屋根の住宅	耐風診断	【住宅屋根の耐風診断事業】 耐風診断に対する補助助成	令和4年1月以前に建 築された町内全域の 瓦屋根住宅	1/3	1/6	1/6
	耐風改修	【住宅屋根の耐風改修事業】 耐風改修に対する補助助成	令和4年1月以前に建 築された町内全域の 瓦屋根住宅で耐風性 能を満たさない住宅	11.5%	5.75%	5.75%
	補強計画	【緊急輸送ルート等沿道建築物 補強計画策定事業】	通行障害既存耐震不 適格建築物	1/2	1/4	1/4

建築物 建築物	補強 計画	計画策定に対する補助助成 【緊急輸送ルート等沿道建築物 補強計画策定事業】 計画策定に対する補助助成	通行障害既存耐震不 適格建築物	1/2	1/4	1/4
	補強 工事	【緊急輸送ルート等 沿道建築物耐震化事業】 耐震補強工事等に対する補助助成	通行障害既存耐震不 適格建築物	2/5	1/5	1/5
住宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 移転に対する補助助成	災害危険区域内等の 危険住宅	1/2	1/4	1/4
ブロック塀等	除却	【危険なブロック塀等の除却事業】 除却に対する助成	町内全域の危険なブロック 塀（行き止まりの道等）		1/4	1/4
		【ブロック塀等の除却事業 (避難路沿道等)】 除却に対する助成	住宅や事業所等から避 難所、避難地等へ至る 私道を除く経路に面す る危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6
	建替 え	【ブロック塀等の建替え事業 (避難路沿道等)】 建替えに対する助成	住宅や事業所等から避 難所、避難地等へ至る 私道を除く経路に面す る危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6

イ 木造住宅の耐震改修事業の補助要件の考え方

木造住宅の耐震改修工事の実施に当たっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、森町では木造住宅の耐震改修事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。

ウ 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。また町では、耐震改修が完了した場合、翌年度に限り、建物の120m²相当分に対して、固定資産税が半額になる軽減措置を講じている。

(ア) 住宅

住宅の耐震化を促進するための耐震改修促進税制は表2-2のとおりである。

表2-2 住宅の耐震改修促進税制(令和6年5月現在)

	所得税（国税）	固定資産税（町税）
概要	耐震補強工事費の10% 最大25万円が所得税から控除	耐震補強した家屋について、翌年度の固 定資産税が半額に軽減（1年間） (1戸当たり120m ² 相当分までとする)
制度 期間	令和7年12月31日までに耐震補強工事を完 了すること	令和8年3月31日までに耐震補強工事が完 了すること

エ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成18年度に協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇制度を設けている。

昭和56年5月以前に建築された木造住宅で、耐震評点1.0未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

適切な耐震診断及び耐震改修が適切行われるためには、専門家及び事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが必要である。

県では、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介等を実施していくと共に、町も県からの情報等を共有していく。

ア 専門技術者の養成と相談体制の整備

県では、センター等と協力して建築士等を対象とした講習会を開催している。

特に木造住宅については、安心して耐震改修が行われるよう、耐震診断及び耐震改修に係る相談等に対応する専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。

また、平成22年度からは「わが家の専門家診断業務委託仕様書」に説明報告書の提出を規定し、静岡県耐震診断補強相談士は、「わが家の専門家診断」を受診した町民に対して、耐震診断の結果の報告の際に、安心して耐震補強工事が行われるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度や今後の手続き等について、分かりやすく丁寧な説明を行っている。

イ 専門家・技術者向け、県民向け講習会の開催

「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修に係る講演会等を開催していく。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

東日本大震災における被害を踏まえ、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、特定天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。

このため、町は県と連携して、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導していく。

平成30年6月の大坂府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を受け、令和2年度から住宅や事業所等から避難所及び避難地等へ至る経路沿いのブロック塀等の安全対策及び安全性確保に向け、ブロック塀等の耐震改修の制度拡充を実施した。

また、度重なるエレベーター事故の発生や東日本大震災における被害等を踏まえ、平成21年9月に建築基準法が改正され、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策として、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置が義務付けられている。

県では、既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強装置）を進めるため、社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編イー16ー（12）及びロー16ー（12）の4. 事業要件の第8項第一号ホの規定に基づき、既設エレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要がある区域として静岡県全域を指定している。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物や宅地等が被害を受け、早急に余震等による被災建築物等の倒壊等から生ずる二次災害を防止するため、応急危険度判定の実施が必要と判断される場合は、町及び県は判定に係る実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の残存耐震性能を把握し、継続使用するためにどのような補修・補強をしたら良いか専門家が詳細に調査し判定を行う被災度区分判定の結果、補修することにより継続使用が可能と判定された建築物等については、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」((一財)日本建築防災協会)及び平成18年度に策定した「木造住宅の応急

修理マニュアル」(静岡県)をもとに被災建築物の応急復旧又は恒久復旧を促す。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

県や町の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送路や避難路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担う重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要である。

県では、緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第5条第3項第3号の規定に基づき建築物の所有者等に耐震化の努力義務を課す道路として、県の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送路（第1次～第3次）を指定した。

表2-3 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

地域防災計画の位置付け	道路の種類	法第5条第3項第3号の規定による指定 (耐震化の努力義務)
県の地域防災計画	緊急輸送路	第1次～第3次の緊急輸送路
町の地域防災計画		町の耐震改修促進計画による

(6) 耐震診断義務付け対象道路

表2-4 耐震診断義務付け対象道路

計画	法第5条第3項第2号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路
県の広域受援計画	緊急輸送ルート 県本部から（東名高速道路・新東名高速道路のそれぞれのICから）森町災害対策本部（袋井消防署森分署）までを結ぶルート
東名高速道路	<p>【起点】 袋井IC → (主)県道浜北袋井線 → (一)県道磐田袋井線 → (主)県道袋井春野線（森町飯田地内から睦実地内）→ (主)県道掛川天竜線（森町草ヶ谷地内）→ 町道新田赤松線（森町森地内）→ 町道駅前下宿線 →</p> <p>【終点】 森町災害対策本部（袋井消防署森分署）</p>
新東名高速道路	<p>【起点】 森掛川IC → (主)県道掛川天竜線（森町草ヶ谷地内）→ 町道新田赤松線（森町森地内）→ 町道駅前下宿線 →</p> <p>【終点】 森町災害対策本部（袋井消防署森分署）</p>

- 耐震診断の義務付けの対象となる建築物 ((ア)～(ウ)の全てに該当するもの)

(ア) 表2-4の道路に敷地が接する建築物

(イ) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物

(ウ) 地震時に倒壊することにより道路の過半を塞ぐおそれのある建築物（通行障害建築物）

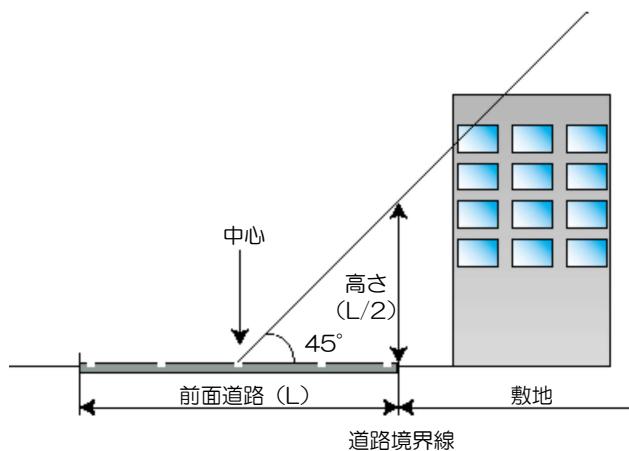
【図2-5参照】

図2-5 道路の過半を塞ぐおそれのある建築物（通行障害建築物）

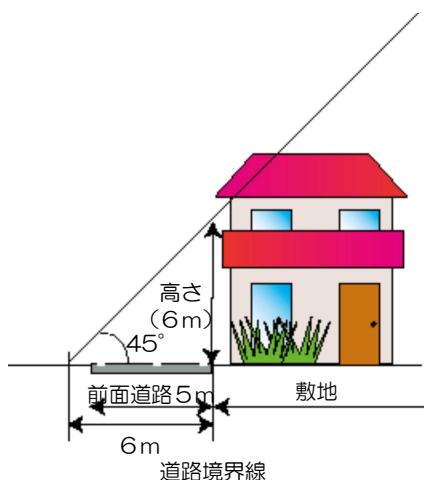
①前面道路幅員が12mを超える場合

②前面道路幅員が12m以下の場合

高さが、「前面道路の幅員の1/2」+「建物から道路境界線までの距離」を超える建築物



高さが、「6 m」+「建物から道路境界線までの距離」を超える建築物



概要

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組む。

(1) ハザードマップの作成・公表

県では静岡県第4次地震被害想定に係るハザードマップを作成し、静岡県地図情報システムにより県のホームページで公開

(2) 相談体制の整備・情報の充実

森町定住推進課及び静岡県袋井土木事務所建築住宅課に相談窓口を設置
耐震改修に係る情報を県のホームページの「耐震ナビ」で公開

(3) 広報活動及び周知・啓発活動

町広報誌及び町内回覧に事業PR掲載
各世帯配布の同報無線で事業の紹介及びPR

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

(5) 町内会等との連携

町内会や自主防災組織等と連携した周知・啓発活動

(6) ダイレクトメールや戸別訪問（個別訪問）等の実施

安全な住まいを確保するため、耐震性が不足する木造住宅に対して、戸別訪問等を実施した割合（目標）100%（令和7年度末）

(7) 建築関係団体との連携

静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会等と連携した周知・啓発活動

(8) 建築物の地震に対する安全性（基準適合認定建築物）の表示制度の普及

2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る必要がある。

このため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」等の不安に対応するため、県等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる事例等を県から情報提供及び情報共有していく。

(1) ハザードマップの作成・公表

県では、「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報を「ハザードマップ（加速度分布図、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）」として県のホームページで「静岡県地図情報システム」(<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>)により公開している。

町では、平成30年3月に「森町防災ハザードマップ」（指定避難地、土砂災害危険区域、洪水浸水想定区域等）を作成し、全戸配布し周知に努めている。また、防災ハザードマップの更新を検討している。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

町では、森町役場定住推進課を建築相談窓口として、わが家の専門家診断の申込みや木造住宅補強計画策定事業（補強計画）、木造住宅耐震補強助成事業（耐震改修）の受付のほか、町民及び設計者や施工者からの建築相談等に応じている。

なお、建築物の耐震化に係る技術的な相談及び建築基準法等については、特定行政庁である静岡県袋井土木事務所建築住宅課、家具の固定等については森町役場防災課、契約や金銭上のトラブルについての相談は、森町役場産業課商工観光係にて対応している。

さらに、県ホームページ「耐震ナビ」(<http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp>)において、建築物の耐震化に必要な情報を公開している。「耐震ナビ」では、想定される地震や各種補助制度について、設計者や施工者だけでなく、一般の方にもわかりやすく解説している。

(3) 広報活動及び周知・啓発活動

町では、町広報誌の「広報もりまち」や町内回覧及び町同報無線等により、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等のPRを行っている。

また、「建築物防災週間」や「地震防災強化月間」等に併せ、県と連携して「木造住宅の耐震診断や耐震改修等」の必要性についての戸別訪問を行っている。

(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修の実施に当たっては、リフォーム工事に併せて行うことが費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、各種リフォーム工事に対する助成制度の周知を図っている。

国は、省エネルギー性能や耐震性等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世代同居がしやすい環境の整備をを目的とした長期優良住宅化リフォーム推進事業により、リフォーム工事に対する助成を行っている。

(5) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が

連携して地震対策を講じることが重要である。町内には、町内会単位ごとに70の自主防災組織があり、町と連携した活動を継続的に行っている。

町は県と連携し、町内会や自主防災組織等に対して、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性を周知・啓発し、知識の普及を図るため、専門家や技術者を派遣するなど必要な支援を行う。

(6) ダイレクトメールや戸別訪問（個別訪問）等の実施

木造住宅

耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象に耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを実施している。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、町は県とともに一軒一軒戸別に訪問する「ローラー作戦」を実施している。

今後、町は県等と連携し、耐震性が不足する住宅に対してダイレクトメール又は戸別訪問等を実施した割合、100%（令和7年度末）を目標として、周知・啓発を実施していく。

(7) 建築関係団体との連携

建築関係団体の活動を通じたプロジェクト「TOUKAI-O」の啓発、推進及び既存木造住宅等の耐震性能の向上により県民の生命、財産の保護を図ることを目的に、平成15年度から、県内の民間建築団体による静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会（旧静岡県木造住宅耐震化推進協議会）を設立し、木造住宅の耐震化を促進している。

今後も、協議会と連携して、町民や事業者への働きかけや町の相談業務を補完などを実施するとともに、各地域における町レベルでの組織化を促していく。

「協議会における事業」

- ・木造住宅の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進
- ・木造住宅の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・耐震関連業務の受託
- ・ブロック塀や家具の転倒防止対策
- ・会員の交流及び業務活性化
- ・震後の被災建築物の復旧・復興活動

(8) 建築物の地震に対する安全性（基準適合認定建築物）の表示制度の普及

県では、平成21年度より耐震改修を促進し、警戒宣言時や地震発生時に施設利用者の的確な対応を可能とするため、耐震性を有する建築物にその旨を表示できる制度（旧耐震診断・耐震改修マーク表示制度）を導入し、（一社）静岡県建築士事務所協会を表示プレートの交付者として普及を図ってきた。（平成24年度までに25件のプレートを交付）

平成25年の法改正後の法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定については、本制度の活用が任意であることから、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しながら、基準適合認定建築物が増加していくよう、所管行政庁が適切な実施に努めていく。

概要

4 特定建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

(1) 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

耐震診断義務付け対象建築物については、対象建築物の所有者等から報告された耐震診断の結果を、所管行政庁（静岡県）※¹はホームページ等により公表する。

また、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対して、耐震改修の実施に向けた指導及び助言を実施していく。

耐震診断義務付け対象建築物

対象建築物の区分	対象建築物の内容	備考
要安全確認計画記載建築物 (法第7条)	防災拠点施設	未指定
	避難路沿道建築物	未指定
要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条第1項)	不特定多数の者が利用する大規模建築物等	表4-3参照

(2) 法と条例※²による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施（耐震診断義務付け対象建築物を除く）

ア 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

法第15条第2項に規定する特定建築物については、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施していく。

法及び条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	全ての既存耐震不適格建築物（法第16条ほか）	特定建築物のうち一定の用途・規模（法第15条第2項）（表4-3参照）	左記の指示を受けた特定建築物のうち、正当な理由がなく、その指示に従わなかった建築物（法第15条第3項）	
条例	全ての既存建築物（条例第15条）	緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する既存建築物（条例第15条第4項）		—

イ 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

- (ア) 指導及び助言の方法（個別相談、啓発文書の送付及び説明会等の開催）
- (イ) 指示の方法（実施すべき具体的な事項を明示した指示書の交付）
- (ウ) 指示に従わないときの公表の方法（所管行政庁のホームページへの掲載）
- (エ) 災害時の拠点となる建築物に対する指導（静岡県の構造耐震判定指標Etによる指導）

ウ 耐震診断又は耐震改修の指導等を行うべき建築物の選定及びその優先順位

- (ア) 指導及び助言の対象建築物

全ての既存耐震不適格建築物に対して指導及び助言を行う。

- (イ) 指示の対象建築物

法第15条第2項に規定する特定建築物を3種類の用途（(1) 災害時の拠点となる建築物、(2) 不特定多数の者が利用する建築物、(3) 危険物の貯蔵場等の建築物）に区分し、次表の建築物に対して指示を行いうるものとし、優先順位は、用途(1)→(2)→(3)→(4)の順とする。（同用途の場合は、耐震性能が低いものを優先する）

※1 建築主事を置いていない本町は、静岡県が特定行政庁になる。

※2 条例とは「静岡県地震対策推進条例」をいう。

(ウ) 公表の対象建築物

法第15条第2項に規定する特定建築物について、指示に従わないために公表するものは次表の建築物に対して公表するものとし、優先順位は、用途(1)→(2)→(3)の順とする。(同用途の場合は、耐震性能が低いものを優先する)

(エ) 建築基準法による勧告又は命令の実施

建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物又は階数が5以上で延床面積が1,000m²を超えるもののうち、次表の建築物に対して勧告又は命令の実施を検討する。

耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物

法 条 例	用途 (表4-4参照)	区 分	指示する建築物	公表する建築物 (指示した建築物に限る)	勧告・命令する 建築物(原則、公表した 建築物に限る)
法規 第定 1す 5る 条特 第定 2建 項築 に物	(1) 災害時の拠 点となる建 築物 県庁、市役所、 町役場、警察署、 消防署、幼稚園、 学校、病院、老 人ホーム等	診 断	法第15条第2項の 特定建築物	昭和46年以前の建 築物*	—
		改 修	・ランクIIIの建築物 ・ランクIIの 公共建築物	ランクIIIの建築物	ランクIIIの建築物の うち、 $I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物
条例	(2) 不特定多数 の者が利用 する建築物 百貨店、飲食店、 ホテル、旅館、 映画館、遊技場、 美術館、博物館、 銀行等	診 断	法第7条第2項の 特定建築物	昭和46年以前の建 築物*	—
		改 修	・ランクIIIの建築物 ・ランクIIの 公共建築物	ランクIIIの建築物の うち、 $I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物	ランクIIIの建築物の うち、 $I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物
条例	(3) 危険物の貯 蔵場等の建 築物 火薬製造工場、 薬品製造工場等	診 断	緊急輸送路等沿い の既存建築物		
		改 修	・ランクIIIの建築物 ・ランクIIの公共建築物		
条例	(4) 全ての用途	診 断			
		改 修			

* 昭和46年に改正された建築基準法の構造規定を満たしていない建築物

* I_s : 建築物が保有する耐震性能を表す指標 E_T : 静岡県の構造耐震判定指標

各ランクの建築物の耐震性能

区 分	東海地震に対する耐震性能	基準*
ランク II	想定される東海地震に対して、耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$
ランク III	想定される東海地震に対して、耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	① 震度6強～7程度の地震で倒壊する恐れのある建築物 $I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ ② 震度5強程度の地震で倒壊する恐れのある建築物 $I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$

* 基準について資料編参照 (P28)

(3) 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等、建築基準法による勧告・命令についての所管行政庁との連携

法と条例及び建築基準法に基づく指導等は、県と所管行政庁が連携して行う。

4 特定建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

(1) 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

耐震診断義務付け対象建築物については、所管行政庁は、その所有者等に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図る。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物の所有者等が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行っていく。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施していくとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を県ホームページ等により公表していく。

表4-1 耐震診断義務付け対象建築物

対象建築物の区分	対象建築物の内容	備考
要安全確認計画記載建築物 (法第7条)	防災拠点施設	未指定
	避難路沿道建築物	未指定
要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条第1項)	不特定多数の者が利用する大規模建築物等	表4-3参照

(2) 法と条例※による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施（耐震診断義務付け対象建築物を除く）

ア 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

昭和56年5月以前に建築された建築物の所有者等は、法と条例により耐震診断及び必要な耐震改修を行うよう努めることとされていることから、法第15条第2項に規定する特定建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者等に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施していく。

さらに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等により公表していく。

法第14条に規定する特定建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者等に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言の実施に努め、また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、同条第2項の規定に基づく指導及び助言の実施に努める。

なお、法と条例により指導及び助言、指示、公表の対象となる建築物は、表4-2のとおりである。

※条例とは「静岡県地震対策推進条例」をいう。

表4-2 法及び条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表	指導権限を持つ者
法	全ての既存耐震不適格建築物 ^{*1} (法第16条ほか)	特定建築物のうち一定の用途・規模 (法第15条第2項) (表4-3参照)	左記の指示を受けた特定建築物のうち、正当な理由がなく、その指示に従わなかった建築物 (法第15条第3項)		所管行政庁 ^{*4} (法第2条第3項)
条例	全ての既存建築物 ^{*2} (条例第15条)	緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する既存建築物 ^{*3} (条例第15条第4項)	—		知事 ^{*5}

※1 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたものに限る。

※2 昭和56年5月31日以前に建築された建築物等及び同日において工事中であった建築物

※3 法による指示を行った建築物を除く。

※4 平成28年4月現在における所管行政庁

(特定行政庁) 県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、焼津市、富士宮市

(限定特定行政庁) 伊東市、三島市、裾野市、御殿場市、藤枝市、島田市、磐田市、袋井市、掛川市、湖西市

※5 所管行政庁である市長に対し、県知事から指導権限を委譲している。

イ 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

(ア) 指導及び助言の方法

「指導」及び「助言」は、建築物の所有者等に対して、既存建築物の耐震診断又は耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し(啓発文書の送付を含む。)、その実施に関し相談に応ずる方法で行う。また、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しては、パンフレット等を用いて集団的な説明会等の方法でも行う。

(イ) 指示の方法

「指示」は、指導及び助言に対して、耐震診断又は耐震改修を実施しない場合において、改めてその実施を促したにもかかわらず対応が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を当該建築物の所有者等に対して交付する等の方法で行う。

なお、指示は、指導及び助言したものについてのみできるということではなく、指導及び助言を経なくてもできるものとする。

(ウ) 指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、「正当な理由」がなく耐震診断又は耐震改修の指示に従わないときに行う。なお、当該建築物の所有者等が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を勘案し公表の判断をする。

「公表の方法」については、法に基づく公表であること、県民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要があることから、所管行政庁のホームページへの掲載を基本とする。

(エ) 災害時の拠点となる建築物に対する指導(静岡県の構造耐震判定指標Etによる指導)

平成25年策定の「静岡県地震・地震対策アクションプログラム2013」では、「基本理念」と「基本目標」を次のとおり定めており、これらを達成していくためには、建築物の耐震化の促進が重要である。

「基本理念」：静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせて充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減すること、「減災」を目指す。

「基本目標」：1 地震・津波から命を守る、2 被災後の県民の生活を守る、3 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

特に、庁舎、警察署、消防署、病院等の災害時の活動の拠点となる建築物のほか、避難所や災害弱者救護施設等の災害時の県民生活の拠点となる建築物は、地震後も継続して使用できることが必要なことから、「災害時の拠点となる建築物」については、一般建築物より高い耐震性能を確保するため、「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」((一社) 静岡県建築士事務所協会) の規定に基づき $I_s \geq E_t^*$ を満足するよう指導する。

※ I_s : 建築物が保有する耐震性能を表す指標 E_t : 静岡県の構造耐震判定指標

ウ 耐震診断又は耐震改修の指導等を行うべき建築物の選定及びその優先順位

(ア) 指導及び助言の対象建築物

全ての既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたものに限る。）を指導及び助言の対象とする。

(イ) 指示の対象建築物

a 耐震診断を指示する建築物

次のいずれかに該当するもので耐震診断を実施していない建築物を指示の対象とする。

- ・法第15条第2項の規定の適用を受ける一定の用途、規模の特定建築物（表4-3参照）
- ・条例第15条第4項の規定による緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する既存建築物

耐震診断の指示を行う建築物の優先順位

原則として、表4-4の「用途」の欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」、「(4)全ての用途」の順とする。

b 耐震改修を指示する建築物

「a 耐震診断を指示する建築物」のうち、次のいずれかに該当するもので耐震改修を実施していない建築物を指示の対象とする。

- ・耐震性能がランクⅢの建築物
- ・耐震性能がランクⅡの公共建築物
(ランクⅡ、Ⅲについては、表4-5を参照)

耐震改修の指示を行う建築物の優先順位

原則として、表4-4の「用途」欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」、「(4)全ての用途」の順とし、同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先する。

(ウ) 公表の対象建築物

a 耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

昭和46年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない特定建築物※（以下「昭和46年以前の建築物」という。）で耐震診断の指示に従わなかつたものを公表の対象とする。

※阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告により、建築年と被害状況との関係から昭和46年以前の建築物は倒壊等の甚大な被害が大きいことが報告されているため。

公表する建築物の優先順位

原則として、表4-4の「用途」欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の順とする。

b 耐震改修の指示に従わないために公表する建築物

次のいずれかに該当するもので耐震改修の指示に従わなかつた特定建築物を公表の対象とする。

- ・耐震性能がランクⅢの「(1)災害時の拠点となる建築物」

- ・耐震性能がランクⅢの② ($Is/E_T < 0.3$ 又は $Is < 0.3$) の「(2) 不特定多数の者が利用する建築物」及び(3)「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」

公表する建築物の優先順位

原則として、表4-4の「用途」欄の「(1) 災害時の拠点となる建築物」、「(2) 不特定多数の者が利用する建築物」、「(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の順とし、同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先する。

(イ) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法第10条では、同法第6条第1項第1号に掲げる建築物又はその他政令で定める建築物（同法第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については、速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認められる建築物については、保安上必要な措置をとるよう、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令ができるとしている。

本県では、原則として、耐震改修の指示に従わなかったことにより公表した建築物で、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が $1,000\text{m}^2$ を超えるもののうち、震度5強程度の地震で倒壊する恐れのある耐震性能ランクⅢの② ($Is/E_T < 0.3$ 又は $Is < 0.3$) の建築物に対して、同条第1項の規定に基づき耐震改修の実施を勧告し、当該対象建築物の所有者等が必要な対策をとらなかつた場合には同条第2項の規定に基づく命令を検討していく。

表4-3 特定建築物の一覧表

法 令 第6 条第 2項	用途	階数	延床面積		
			所有者の努力義務(法第14条) 指導・助言(法第15条第1項) 対象建築物	指示対象建築物 (法第15条第2項)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第3条)
第1号	幼稚園、保育所	2以上	500m ² 以上	750m ² 以上	1,500m ² 以上
法 第14 条第 1号	小学 校等 小学校、中学校、中等教育学 校の前期課程、特別支援学校	2以上	1,000m ² 以上※	1,500m ² 以上※	3,000m ² 以上※
	老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類する もの	2以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他こ れらに類するもの	2以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	学校 幼稚園、第2号以外の学校	3以上	1,000m ² 以上		
	ボーリング場、スケート場、水泳 場その他これらに類する運動施設	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	病院、診療所	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	集会場、公会堂	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	展示場	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	卸売市場	3以上	1,000m ² 以上		
法 第14 条第 1号	百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	ホテル、旅館	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄 宿舎、下宿	3以上	1,000m ² 以上		
	事務所	3以上	1,000m ² 以上		
	博物館、美術館、図書館	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	遊技場	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	公衆浴場	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナ イトクラブ、ダンスホールその他 これらに類するもの	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行そ の他これらに類するサービス業を 営む店舗	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	工場	3以上	1,000m ² 以上		
法第14条 第2号	車両の停車場又は船舶若しくは航 空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供する もの	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	自動車車庫その他の自動車又は自 転車の停留又は駐車のための施設	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
	保健所、税務署その他これらに類 する公益上必要な建築物	3以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
第4号	体育館(一般公共の用)	1以上	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
法第14条 第3号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途 に供する建築物	1以上	政令で定める数量以上の 危険物を貯蔵、処理する 全ての建築物	500m ² 以上	5,000m ² 以上
法第14条 第3号	避難路沿道建築物		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する緊急輸送路等の避難路の道 路幅員の半分以上を閉塞する恐れのある建築物		

※屋内運動場の面積含む

表4-4 耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物

法 ・ 条 例	用 途				指示する 建築物	公表する 建築物 (指示したものに限る)	建築基準法に 基づき勧告・命 令する建築物 (原則、公表したものに限る)			
法 第 15 条 第 2 項 の 特 定 建 築 物	(1) 災害時の拠点となる建築物	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物			
		イ	住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、特別支援学校 体育館 幼稚園、保育所など						
		ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所	改修	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物のうち $I_s/E_t < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物*			
		エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、福祉ホーム等						
		オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの						
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 ホテル・旅館 集会場・公会堂 劇場、観覧場、映画館、演芸場 博物館、美術館、図書館 展示場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等 遊技場 ボーリング場、スケート場、水泳場等 公衆浴場 自動車車庫又は自転車の停留又は駐車のための施設			診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物			
					改修	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物のうち $I_s/E_t < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物			
		(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物								
条例 第15 条第 4項 の建 築物	(4) 全ての用途				診断	緊急輸送路等沿いの既存建築物				
					改修	ランクⅢの建築物又は ランクⅡの公共建築物				

※建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が1,000m²を超えるものに限る。

表4-5 各ランクの建築物の耐震性能

区分	東海地震に対する耐震性能	基準*				
ランク II	想定される東海地震に対して、耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$				
ランク III	想定される東海地震に対して、耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	<table border="1"> <tr> <td>① 震度6強～7程度の地震で倒壊する恐れのある建築物</td> <td>$I_s/E_T < 1.0$かつ$I_s < 0.6$</td> </tr> <tr> <td>② 震度5強程度の地震で倒壊する恐れのある建築物</td> <td>$I_s/E_T < 0.3$又は$I_s < 0.3$</td> </tr> </table>	① 震度6強～7程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	② 震度5強程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$
① 震度6強～7程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$					
② 震度5強程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$					

(3) 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等、建築基準法による勧告又は命令についての所管行政庁との連携

町は、所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施、公表について、所管行政庁と連携して行う。

また、建築基準法の勧告、命令についても、その実施に当たって、明確な根拠が必要となることから所管行政庁と連携して行う。

(1) 町が定める耐震改修促進計画

平成19年9月に策定

改正法の施行を踏まえ、国の基本方針と県の耐震改修促進計画を勘案して、速やかに計画の改訂を進める。

(2) 本計画の計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(3) その他（今後取り組むべき事項）

ア 住宅における安全な空間の確保

(住宅の耐震化に取り組むことが難しい高齢者世帯等に対しては、耐震シェルターや防災ベッドの設置に対する補助等について検討していく。)

イ 避難路沿道建築物の耐震化への対策

(緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第5条第3項第2号の規定に基づく建築物の所有者等に耐震診断の実施及びその結果の報告義務を課す建築物について特定行政庁と連携して事業を推進していく。)

ウ 長周期地震動への対策

(国及び関係機関における長周期地震動及び高層建築物等に及ぼす影響についての専門的な検討結果を踏まえ、必要な対策を検討していく。)

エ 新耐震基準の建築物への対策

(新耐震基準を満たす建築物に対しても、経過年数に応じた点検・劣化対策等について討を進めていく。)

5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 町が定める耐震改修促進計画

法第6条第1項では、町における耐震改修促進計画の策定は任意となっているが、巨大地震の発生の切迫性が指摘されている町内において、住宅の耐震化の促進がより一層求められていることから、平成19年9月に計画を策定した。

町耐震改修促進計画については、改正法の施行後できるだけ速やかに改訂すべきであり、計画の改訂に当たっては、町の関係部局等と連携するとともに、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を勘案し、住宅の耐震化の目標を定め、また、町が所有する公共建築物の耐震化計画を作成するものとする。

また、各地域の実情に合わせ、優先的に耐震化に着手すべき建築物や優先的に耐震化すべき区域を設定するものとする。

さらに、地域住民等との連携による啓発活動について、より地域固有の状況に配慮して、計画に記載することとする。

耐震化を促進するには、町の努力だけでは困難であるので、県と町が連携して、国の支援制度を町民のだれもが利用できるように事業を推進する。

(2) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

また、耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

(3) その他（今後取り組むべき事項）

ア 住宅における安全な空間の確保

静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、想定される被害をできる限り軽減するためには、住宅全体の耐震化が重要であるが、最低限、居住スペースにおいて地震の揺れに対して安全な空間を確保しておくことが必要である。

このことから、住宅の耐震化に取り組むことが難しい高齢者世帯等に対しては、耐震シェルターや防災ベッド等の設置に伴う補助制度等を町の関係部局と検討していく。

イ 避難路沿道建築物の耐震化への対策

巨大地震による甚大な被害の影響を軽減するには、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じることも重要であり、道路ネットワークの強化を図る必要がある。

特に、県の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送路や避難路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担う重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要であることから、緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第5条第3項第2号の規定に基づく建築物の所有者等に耐震診断の実施及びその結果の報告義務を課す建築物について、耐震化の推進を行っていく。

ウ 長周期地震動への対策

軟弱な堆積層で覆われている地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されており、特に高層建築物や免震建築物は、固有周期が長く、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがあると想定されている。

現在、国及び関係機関において、長周期地震動及び高層建築物等に及ぼす影響についての専門的な検討を進めており、その結果を踏まえ、必要な対策を検討していく。

エ 新耐震基準の建築物への対策

平成7年の阪神・淡路大震災の発生時は、新耐震基準に適合する建築物は建築基準法が改正されてから築後10数年以下の経過年数であったが、30年以上が経過した今、経年変化が建築物被害にどの程度影響を与えるのか等について、基礎データや知見の蓄積が必要となっている。

今後、築30年以上の建築物が増加していくことから、新耐震基準を満たす建築物に対しても、経過年数に応じた点検・劣化対策等について検討を進めていく。

資料編

1 森町内の特定建築物の耐震化の現状（令和3年3月現在） 26・27
2 森町所有建築物耐震性能リスト（令和6年5月現在） 28
3 各ランクの東海地震に対する耐震性能と判定基準・用語説明 29・30・31

【森町】特定建築物の耐震化の現状											(特定建築物実態調査結果)					(単位:棟、%) (令和3年3月末現在)			
				G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T		
特定建築物				計 (①=②+③)	昭和56年6月以降の建築物 (②)	昭和56年5月以前の建築物 (③)	耐震性有の建築物数合計(H+O+Q)										耐震化率(S/G)		
法	用途						台帳上の特定建築物 含む)	解体 (建替 含む)	耐震 診断未実施 建物	耐震 診断実施 建物	耐震 診断実施率 (%)	耐震 性有	耐震 性無	耐震 改修	未改 修				
ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1	0	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	1	100.0%			
(1) 災害時の拠点となる建築物	イ	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校等	公共建築物	1	0	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	1	100.0%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			11	2	9	9	0	0	9	100.0%	2	7	7	0	11	100.0%			
	ヤ	上記以外の学校	公共建築物	11	2	9	9	0	0	9	100.0%	2	7	7	0	11	100.0%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			1	1	0	0	0	0	0	0.0%	1	0	0	0	1	100.0%			
	イ	幼稚園	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	1	0	0	0	0	1	100.0%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			2	1	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	2	100.0%			
	ウ	保育所	公共建築物	2	1	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	2	100.0%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
	エ	体育館(一般公共の用に供されるもの)	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
法14条第1号	オ	病院	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
	オ	救急医療等を行う施設	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
	オ	診療所	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
	エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2	2	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%			
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			民間建築物	2	2	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%			
	エ	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
			民間建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
			0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
	オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%		
	計(1)			21	10	11	11	0	0	11	100.0%	3	9	9	0	21	100.0%		
				公共建築物	18	7	11	11	0	0	11	100.0%	3	9	9	0	18	100.0%	
				民間建築物	3	3	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	3	100.0%	

			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	劇場・観覧場・映画館又は演芸場	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	集会場	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	博物館・美術館・図書館又は展示場	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	百貨店	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
(2)	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設又は遊技場	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	公会堂	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
	卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	ホテル又は旅館	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	公衆浴場	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	計(2)	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
		民間建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
	事務所	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
		民間建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
			1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
	工場	公共建築物	16	11	5	5	0	0	5	100.0%	5	0	0	16	100.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			16	11	5	5	0	0	5	100.0%	5	0	0	16	100.0%
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿	公共建築物	9	8	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	9	100.0%
		民間建築物	6	5	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	6	100.0%
			3	3	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	3	100.0%
	計(3)	公共建築物	26	20	6	6	0	0	6	100.0%	6	0	0	26	100.0%
		民間建築物	6	5	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	6	100.0%
			20	15	5	5	0	0	5	100.0%	5	0	0	20	100.0%
			48	31	17	17	0	0	17	100.0%	9	9	9	48	100.0%
	小計(1)+(2)+(3)	公共建築物	24	12	12	12	0	0	12	100.0%	4	9	9	24	100.0%
		民間建築物	24	19	5	5	0	0	5	100.0%	5	0	0	24	100.0%

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計
(過去に実施した耐震診断の結果から耐震性有となる割合を求め、その割合を耐震診断未実施件数に掛けて得られた数を耐震性有の建築物に加算して耐震化率を推計)

森町所有建築物の耐震性能リスト											(令和6年5月現在)					
No.	所管課	施設名称		施設所在地	建築年月 年号 年 月			新旧	構造	延床面積 m ²	階数	ランク	備考			
1	財政課	森町役場	庁舎	森町森2101-1	S	40	11	旧	RC	1,932.34	3	Ia	平成16年度耐震補強			
2			別館		H	3	11	新	S	479.42	2	Ib				
3			森町市民生活センター		S	56	2	新	RC	776.96	2	Ib				
4		三倉総合センター		森町三倉827-1	S	50	6	旧	RC	701.85	2	Ib				
5		森町授産所「もみの木」		森町森2187-4	H	2	1	新	W	166.71	1	Ib				
6		森町役場北館		森町森92-1	H	9	3	新	S	166.71	2	Ib				
7		大河内林業センター		森町三倉2218-6	S	60	3	新	W	163.96	1	Ib				
8		天方生活改善センター		森町大鳥居96-2	S	48	3	旧	W	258.36	1	-	平成21年度耐震診断・今後を含め検討中			
9		一宮総合センター		森町一宮3150	S	60	3	新	RC	473.76	2	Ib				
10		園田総合センター		森町谷中513-1	S	63	2	新	RC	498.86	2	Ib				
11		飯田総合センター		森町飯田4040-28	H	11	3	新	RC	457.91	2	Ib				
12		旧三倉小学校	校舎	森町三倉740	S	45	8	旧	RC	1,750.00	3	Ib	昭和61年度耐震補強・令和3年3月閉校			
13			体育館		S	45	12	旧	S	465.00	1	Ia	平成19年度耐震補強・令和3年3月閉校			
14		旧天方小学校	校舎	森町大鳥居220-2	S	50	3	旧	RC	1,356.00	2	Ia	平成22年度耐震補強・令和3年3月閉校			
15			体育館		S	53	12	旧	S	465.00	1	Ia	平成28年度耐震補強・令和3年3月閉校			
16		旧泉陽中学校	校舎	森町問詰259	H	1	3	新	RC	2,108.00	4	Ib	令和2年3月閉校			
17			体育館		H	17	1	新	W	860.00	1	Ia	令和2年3月閉校			
18	防災課	消防器具置場	天方コミュニティ消防センター	森町大鳥居501-2	H	6	2	新	S	85.36	2	Ib				
19			黒石消防器具置場	森町問詰268-7	H	3	1	新	S	53.55	2	Ib				
20			城下コミュニティ消防センター	森町城下623-983	H	5	3	新	S	48.96	2	Ib				
21			新町コミュニティ消防センター	森町森261-23	H	9	2	新	S	88.82	2	Ib				
22			一宮コミュニティ消防センター	森町一宮1254-1	H	4	1	新	S	85.21	2	Ib				
23			宮代東コミュニティ消防センター	森町一宮4449-1	H	9	2	新	S	88.82	2	Ib				
24			園田コミュニティ消防センター	森町谷中513-9	H	5	2	新	S	90.33	2	Ib				
25			牛飼コミュニティ消防センター	森町牛飼322-1	H	30	2	新	S	86.92	2	Ib				
26			飯田コミュニティ消防センター	森町飯田3179-1	H	3	12	新	S	86.92	2	Ib				
27			第5分団2部消防器具置場	森町睦実2296-1	H	12	12	新	S	60.55	2	Ib				
28			三倉コミュニティ消防センター	森町三倉791-9	H	7	2	新	S	90.46	2	Ib				
29			乙丸コミュニティ消防センター	森町三倉3132-3	H	6	2	新	S	67.24	2	Ib				
30		森町拠点防災倉庫		森町森1524-1	H	28	2	新	W	971.50	2	Ib				
31	産業課	森町体験の里アカデイ森	陶芸体験センター	森町問詰1115-1	H	3	3	新	W	964.48	3	Ib				
32			食体験ハウス		H	4	3	新	W	603.86	1	Ib				
33	福祉課	森町保健福祉センター		森町森50-1	H	12	7	新	RC	3,197.21	2	Ib				
34	定住推進課	町営住宅	中川団地	森町中川658	H	2	2	新	RC	1,111.84	4	Ib				
35			中川第2団地	森町中川791-1	S	54	3	旧	簡耐二階	669.59	2	Ib	平成7年度耐震診断			
36			天宮団地	森町天宮1488	H	16	10	新	RC	2,260.72	4	Ia				
37			大門団地	森町森1894-2	S	56	2	旧	RC	1,046.19	4	Ib	平成7年度耐震診断			
38			森山団地1号棟	森町森1619	S	63	2	新	RC	1,111.84	4	Ib				
39			森山団地2号棟		H	1	4	新	RC	1,046.19	4	Ib				
40			やざき団地	森町一宮3164-1	H	6	2	新	RC	1,904.41	3~4	Ib				
41	教育委員会	森町歴史民族資料館		森町森2144	S	53	8	旧	W	343.73	2	-	未診断・今後を含め検討中			
42		森町文化会館		森町森1485	H	7	1	新	RC	5,942.00	2	Ib				
43		森町総合体育館		森町森92-8	H	27	10	新	RC	3,783.00	2	Ia				
44		飯田幼稚園		森町飯田4058-7	S	52	2	旧	RC	619.00	2	Ia	平成18年度耐震補強			
45		園田幼稚園		森町谷中513-6	S	56	3	旧	RC	540.00	1	Ia	平成7年度耐震診断			
46		一宮幼稚園		森町一宮1845-2	S	60	2	新	RC	305.00	1	Ib	※令和6年3月休園			
47		森幼稚園		森町森2320-2	S	57	3	新	RC	730.00	2	Ib	平成7年度耐震診断			
48		天方幼稚園		森町大鳥居73	H	8	12	新	W	309.00	1	Ib	※令和6年3月休園			
49		森小学校	校舎北棟	森町森125	S	48	8	旧	RC	1,862.00	3	Ib	昭和61年度耐震補強			
50			校舎中棟		S	48	8	旧	RC	1,758.00	3	Ia	平成21年度耐震補強			
51			校舎南棟		S	49	3	旧	RC	972.00	2	Ib	昭和56年度耐震診断			
52			体育館		S	52	12	旧	S	751.00	1	Ia	平成19年度耐震補強			
53	宮園小学校	校舎北棟		森町谷中650-1	S	43	6	旧	RC	1,947.00	3	Ib	昭和61年度耐震補強			
54		校舎南棟	S		43	9	旧	RC	1,587.00	3	Ib	昭和61年度耐震補強				
55		体育館			H	16	3	新	W	920.00	1	Ia				
56		飯田小学校	校舎		S	59	7	新	RC	3,067.00	3	Ib				
57			体育館	森町飯田3310-1	H	15	2	新	W	1,092.00	1	Ia				
58	旭が丘中学校	校舎	森町谷中556		S	54	8	旧	RC	3,253.00	4	Ia	平成17年度耐震補強			
59		特別教室			S	60	1	新	S	289.00	3	Ib				
60		体育館			H	5	3	新	S	1,092.00	1	Ib				
61		森中学校	校舎	森町天宮888-1	S	54	9	旧	RC	3,509.00	4	Ia	平成16年度耐震補強			
62			体育館		S	58	3	新	S	1,074.00	1	Ib				
63	公立森町病院			森町草ヶ谷391-1	H	9	3	新	RC	9,120.84	3	Ib				
64	公立森町病院家庭医療センター			森町草ヶ谷387-1	H	23	10	新	RC	1,416.56	2	Ia				
65	袋井市森町広域行政組合袋井消防署森分署			森町森48-2	H	14	8	新	RC	952.34	2	Ia				

2 森町が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料

(1) 各ランクの東海地震に対する耐震性能と判定基準

ランク		東海地震に対する耐震性能	備考欄	建築物の構造	静岡県独自の判定基準	
					旧基準の建築物 (C I = 1.0)	新基準の建築物 (用途係数 (I))
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	R C, S S R C, C B	$I_s / E T \geq 1.25$	$I = 1.25$
	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。		W	総合評点 ≥ 1.5	
II	II	耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。	R C, S S R C, C B	$I_s / E T \geq 1.0$	$I = 1.0$
				W	$1.0 \leq \text{総合評点} < 1.5$	
				R C, S S R C, C B	$I_s / E T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	
				W	$0.7 \leq \text{総合評点} < 1.0$	

III	耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、 大きな被害を受けること が想定される。		R C, S S R C, C B	I s / E T < 1.0 かつ I s < 0.6	
			W	総合評点 < 0.7	

(2) 用語説明

耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標（I s値）	建築物が保有する耐力を表わす指標（耐震診断で算定）
静岡県の耐震判定指標値 (E T値)	東海地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値 $E T = E s \times C I \times C G$ E s : 基本耐震指標値 C G : 地形指標 がけ地等の場合 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数（I）	建築物の用途により地震力を割り増す係数 I = 1.25 の場合 ランク I a I = 1.0 の場合 ランク I b
建築物の重要度係数 (C I)	地震による建築物の破壊を抑える程度を表わす係数 C I = 1.25 の場合 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする C I = 1.0 の場合 地震時に倒壊せざる程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表わす指標（耐震診断で算定）
建築物の構造	
R C	鉄筋コンクリート造（鉄筋コンクリート造の中には、壁式鉄筋コンクリート造（W R C）と壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造（W P C）がある）
S	鉄骨造（軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造（L S）とする）

SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
CB	コンクリートブロック造
W	木造